



最近、日が沈むのも早く、まもなく冬になりますね。秋が、短くなりましたが、紅葉の季節・旬の食材も美味しく、よい季節なので、楽しんでいきたいと思います。

自筆証書遺言保証制度とは？

遺言書を残す主な目的は、特定の財産を特定の誰かに引き継がせることにあります。また、相続人同士の争いを最小限にとどめる狙いもあります。しかし、実際には、遺言書があってもトラブルに発展することもあります。一部の相続人が不公平に感じる内容が記されていた場合や、書式に不備があったケースでは争いとなりかねません。

経営者の相続では、分けにくい財産の代表格である**自社株**があります。争族とならないために、残した遺言書がトラブルの火種にならないようにしたいものです。

【法務局の保管制度】

法務局に「**自筆証書遺言書保管制度**」があります。申請1件（遺言書1通）について、3,900円の手数料で「原本」を遺言者の死後50年間、「画像データ」は150年間保管するサービスです。

【自筆証書遺言保管制度の長所】

（1）適切な保管によって紛失や盗難、偽造や改ざんを妨げる

法務局で、遺言書の原本とその画像データが保管されるため、紛失や盗難のおそれはありません。また、法務局で保管するため、偽造や改ざんのおそれもあります。それにより、遺言者の生前の意思が守られます。

（2）無効な遺言書になりにくい

民法が定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて法務局職員が確認するため、外形的なチェックが受けられます。ただし、遺言書の有効性を保証するものではありません。

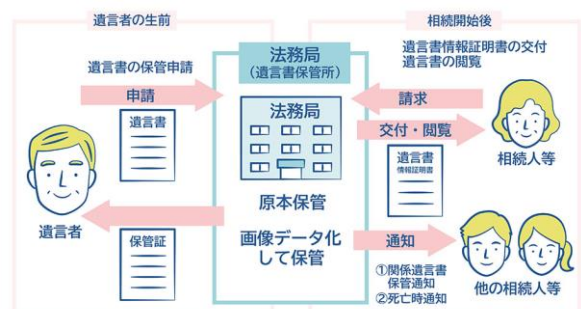
（3）相続人に発見してもらいやすくなる

遺言者が亡くなったときに、あらかじめ指定されたかたへ遺言書が法務局に保管されていることを通知してもらえます。この通知は、遺言者があらかじめ希望した場合に限り実施されるもので、遺言書保管官（遺言書保管の業務を担っている法務局職員です。）が遺言者の死亡の事実を確認したときに実施されます。これにより、遺言書が発見されないことを防ぎ、遺言書に沿った遺産相続を行うことができます。

（4）検認手続きが不要になる

遺言者が亡くなった後、遺言書（公正証書遺言書を除く。）を開封する際には、偽造や改ざんを防ぐため、家庭裁判所に遺言書を提出して検認を受ける必要があります。この検認を受けなければ、遺言書に基づく不動産の名義変更や預貯金の払戻しができません。しかし、**自筆証書遺言書保管制度**を利用すれば、検認が不要となり、相続人等が速やかに遺言書の内容を実行できます。

政府広報オンライン HP より



繰り返しになりますが、遺言書を残す大きな目的は、特定の財産を誰かに引き継がせること、いわゆる「争族」の発生を可能な限り防ぐことにあるかと思えます。

そこで、遺言に記しても法律上の効力が発生しない項目ではありますが、「付記事項」があります。残される人への感謝の気持ちや、遺言に記した財産の分け方をどうして望むのかという理由を「付記事項」として書き込めば、法的効力がなくても、遺産分割をスムーズに進められ、争族防止につながったケースも少なくないそうです。

家庭裁判所に持ち込まれる相続の7割以上は遺産総額が5千万円以下の家庭のものだそうです。こうした、相続税の心配がない家族でも争いは起こってしまいますので、少し気になることがあれば、考えてみるのもよいかと思えます。



【相続税申告の残高証明書について】

相続税の申告をする際に必要な書類の一つに、被相続人が所有していた金融機関の口座の残高が記載された**残高証明書**があります。

本来は、預貯金は通帳の記録が証明になるのですが、実務では、相続時の記帳内容と実際の残高が一致しないこともあります。例えば、借入金などのマイナスがあるときなどが、顕著な例として挙げられます。

そのため、相続が発生した際には、金融機関から**残高証明書**を取得する必要があります。

そこで、金融機関から**残高証明書**を取得する際には、いくつかの注意点があります。

まずは、相続発生時点、つまり**死亡日の残高証明書**を取得するという事です。そして、**利息分を計算**してもらいましょう。

残高証明書に記載されている金額は、相続が発生した日の元本の内額になっており、定期預金であれば預けた日から死亡日までの利息が発生しているため、計算してもらう必要があります。この利息を「**既経過利息**」といいます。

定期預金であれば、利息が発生しています。相続税の申告において、この既経過利息は相続財産となるため、忘れずに申告したいものです。

なお、残高証明書を取得する手続きに行く場合、手続きに行く本人の実印と印鑑証明書に加え、戸籍謄本（除籍謄本）も必要になるので、お忘れのないよう準備して手続きに行かしてください。

残高証明書の発行には、手数料もかかりますので、各金融機関で確認をしていただければと思います。

一生のうちに、何度もあることではないので手続き一つをとってもわからないことがたくさんではないでしょうか？

ご参考にしていただければと思います。



土地の相続・・・代償分割について

【Q】母の相続で取得した不動産を売却する際に、**代償分割**として、もう一人の相続人である妹に**代償金を支払った場合**、代償金を**取得費に加算**できるのでしょうか？

【A】**代償分割**とは、遺産の分割にあたって、相続財産を現物で取得した人が、他の共同相続人などに対して債務を負担するもので、**現物分割が困難な場合**に行われる方法です。

相続財産を取得する際に支払った代償金は、**遺産分割調整金債務**であり、被相続人の他の債務が相続税の課税価格を計算する際に控除されるので相続財産の取得費を構成しないのと同様に**消極財産（遺産債務）として調整済み**のものです。

そのため、譲渡所得の計算上、**取得費に加算できません**。

なお、相続で取得した財産を相続税の申告期限の翌日から**3年以内に譲渡した場合**には、支払った相続税額のうち、一部の金額を譲渡所得の金額の計算をする上で**取得費に加算**できますが、代償分割により代償金を支払った場合などには、加算額の式に**調整が加わる**ので注意が必要です。

売却を予定したうえで相続人の一人が遺産を取得する場合などは、後の譲渡時の譲渡所得にかかる税金や、その譲渡にかかるその他の付随費用についても考慮した上で代償金を決定するようにしましょう。

生前に相続対策等をお考えでお悩みなどございましたら、お気軽に弊社にご相談ください。



＊スタッフブログ＊

弊所ホームページにて、**事務所スタッフによるブログ**を公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。< <http://www.uk-g.co.jp/blog/> >

優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。